

==== 公布された条例のあらまし ====

◇職員給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

医療職給料表の(1)の適用を受ける職員以外の給料月額を0.6%引き下げる。

(2) 職員給与に関する条例等の一部を改正する条例及び職員給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置による給料の額についても、(1)に準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、平成24年1月1日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を0.6パーセント引き下げる。

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

給料の額を月額73万5,000円（現行 73万9,000円）の範囲内とする。

(3) 施行期日は、平成24年1月1日とする。

◇鳥取県公害防止条例の一部改正について

1 条例の改正理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部が改正され、ばい煙量等の測定結果の記録保存の義務付け等が行われたことに伴い、同法の対象とはならないばい煙排出者についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) ばい煙排出者及び排水を排出する者に対し、ばい煙量等又は排水の汚染状態の測定結果の記録の保存を義務付ける。

(2) 汚水関係特定事業場の設置者等に対し、水質事故時における応急の措置及び知事への届出を義務付けるとともに、当該応急の措置を講じていないと認められる汚水関係特定事業場の設置者等に対して当該応急の措置を講ずるよう命ずることができることとする。

(3) (1)の義務及び(2)の応急の措置の命令に違反した者に対する罰則を新たに設けるとともに、ばい煙関係特定施設となった際の届出義務等の違反に対する罰則を引き上げる。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

景観行政団体である鳥取市が景観計画に即して屋外広告物の規制を行うことができるよう、屋外広告物に関

する条例の制定等の権限を移譲する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

広告物等の規制を行う条例の制定及び改廃に関する事務は、鳥取市が処理することとする。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

鳥取県屋外広告物条例に基づく事務を処理する市町村から鳥取市を除く。

(3) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充する。

2 条例の概要

(1) 企業立地事業のうち職員教育施設・支援業又は自然科学研究所に係るものを実施する者に交付する補助金の額の算定において、投下固定資産額に乗じる割合を100分の30（現行 100分の20）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令の一部が改正され、食事施設等が道路占用許可対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件		単位	占用料の額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立保育専門学院及び鳥取県立看護師等養成施設における履修状況等を証する書類の交付事務について新たに手数料を徴収するとともに、介護支援専門員証の再交付等に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 鳥取県立保育専門学院に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円

イ 鳥取県立看護師等養成施設に在学する者以外の者に対する履修状況等の事実を証する書類の交付 1件につき420円

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	金額	
		現行	改正後
ア 介護支援専門員証の再交付	1件につき	1,100円	1,200円
イ 介護老人保健施設の開設の許可	1件につき	63,000円	64,000円
ウ 動物取扱業の登録	1件につき	11,000円	15,000円
エ 動物取扱業の登録の更新	1件につき	8,000円	12,000円
オ 家畜人工授精講習会の実施	1件につき	17,160円	18,000円
カ 雌牛の体内からの受精卵の採取	1件につき	43,000円	43,900円
キ 家畜の検査			
(ア) 馬伝染性貧血	1件につき	1,200円	1,300円
(イ) ヨーネ病のうち酵素免疫測定法	1件につき	630円	680円
ク 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円	2,200円
ケ 教育職員の旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期限の延期	1件につき	2,000円	2,200円

(3) 次のとおり政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を改める。

事務の区分	金額	
	現行	改正後
少額領収書等の写しの開示	開示の請求に係る手数料 300円	徴収しない。
開示の実施に係る手数料	閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円	徴収しない。
	CDに複写したものの交付 CD 1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円
	DVDに複写したものの交付 DVD 1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円
収支報告閲覧対象文書の写しの交付	CDに複写したものの交付 CD 1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	CD 1枚につき30円
	DVDに複写したものの交付 DVD 1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	DVD 1枚につき50円

(4) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状の書換え交付のうち本籍地等の書換えに係るものについて、これらの免状の交付又は再交付と同時に行う場合には、手数料を徴収しないこととする。

(5) 豚コレラ、炭疽等の家畜伝染病のまん延の防止のために行う家畜に対する注射、薬浴及び投薬並びにこれらの事務を行った旨の証明書の交付に係る手数料を廃止する。

- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、公布日とする(4)を除き、平成24年4月1日とする。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 警察職員が東日本大震災の被災地において行う災害警備、遭難救助、死体取扱作業等の特殊性に鑑み、これらの作業に従事した場合の災害応急手当及び死体取扱手当の特例を設ける。
- (2) 2以上の死体を取り扱う作業の不快さに鑑み、死体取扱手当の額を改めるとともに、緊急な呼出しを受けてこれらの作業に従事する場合の死体取扱手当の特例を定める。

2 条例の概要

- (1) 東日本大震災の被災地で1日に10体以上の死体を取り扱った場合及び災害警備等の作業に従事した場合における死体取扱手当及び災害応急手当の額は、通常額の2倍とする。
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内、警戒区域内等において作業に従事したときは、特例として災害応急手当を支給する。
- (3) 死体取扱手当の額の算定単位を死体の体数(現行 従事した日数)とする。
- (4) 緊急な呼出しを受けて作業に従事した場合に加算される手当の対象に死体取扱手当を加える。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする(3)及び(4)並びにウを除き、公布日とする。
 - イ (1)及び(2)は、平成23年3月11日から適用する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。